

令和 8 年安芸高田市教育委員会会議 定例会（第 7 回）会議録 [概要]

1. 開催日時 2026（令和 8）年 7 月 10 日（金）10 時 00 分 開会
2. 場所 クリスタルアージュ 3 階 視聴覚室
3. 出席委員 迫広 淑文、新宅 敦彦、寺尾 久美子
4. 欠席委員 広瀬 ゆみ子
5. 傍聴者 なし
6. その他出席者（説明員） 猪掛教育長、森岡教育次長、沖田教育総務課長（兼）給食センター所長、船津教育総務課学校統合推進室長、阿部学校教育課長、井木生涯学習課長、城崎教育総務課総務係長（書記）
7. 会議日程
 - (1) 開会
 - (2) 教育長の報告
 - (3) 議事
 - 日程第 1 会期の決定について
 - 日程第 2 会議録署名委員の指名について
 - 日程第 3 議案第 34 号 安芸高田市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について
 - 日程第 4 議案第 35 号 2026 年度安芸高田市いじめ問題対策委員会委員委嘱の変更について
 - (4) 協議

[案件なし]
 - (5) 報告案件
 - 報告 1【専決処分した事案の報告（第 2 条第 1 項関係）】

[案件なし]
 - 報告 2【専決処分した事案の報告（第 2 条第 2 項関係）】
 - No.1 区域外就学について
 - No.2 安芸高田市放課後子ども教室推進事業実施要綱の廃止について
 - 報告 3【事務事業の報告】
 - No.1 安芸高田市教育委員会の情報通信機器使用基準について
 - No.2 中学校統合の進捗状況について
 - No.3 生徒指導事案の報告について
 - No.4 2026 年度安芸高田市いじめ問題対策連絡協議会委員委嘱の変更について
 - (6) その他
 - ① 委員からの報告・意見等について
 - ② 当面の行事等について
 - ③ 今後の会議日程について
8. 議事等の経過 猪掛教育長 ただいまから、令和 8 年第 7 回定例の教育委員会会議を開会します。
(開会を宣告し、猪掛教育長が教育行政全般について近況を報告：令和 8 年市議会 6 月定例会について、学校運営協議会の委員研修について)

＜質疑等なし＞

続いて、議事に入ります。

日程第 1、会期の決定について、を議題とします。
会期は、本日 1 日間とします。これに異議ありませんか。

各委員

〈異議なし〉

猪掛教育長

異議ないので、会期は本日 1 日間とします。

続いて、日程第 2、会議録署名委員の指名をします。
今回の会議録署名者に、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、迫広委員、新宅委員を指名します。

ここで、本日の議事運営について諮ります。本日の会議日程のうち、報告 2、No.1 及び報告 3、No.3 は、特定の個人名等のプライバシーに関する事項が明らかにされること、また、報告 3、No.2 は、市議会へ提案予定であることから、審議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書きにより非公開としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

各委員

〈異議なし〉

猪掛教育長

異議ないので、「報告 2」No.1、「報告 3」No.2 と No.3 は、非公開とすることに決定しました。

これより、議案の審議に入ります。

日程第 3、議案第 34 号、安芸高田市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。

提出者から、説明を求めます。

教育総務課長

今回の主な改正点は、第 2 条第 1 項第 16 号として「特別な配慮を必要とする児童生徒の就学に関すること」を追加するものです。

これまで、「特別な配慮を必要とする児童生徒の就学に関すること」については、安芸高田市教育支援委員会の諮問・答申を経て教育委員会会議に議案として上程していましたが、規則には議案とする旨の明記がありませんでした。

このたびの改正により、これまでの運用との整合を図ります。なお、同様の扱いとなる教科用図書の採択や文化財の指定、解除は規則に明記されています。

審議のほど、よろしくお願いします。

議案第 34 号

安芸高田市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について

＜内容は資料のとおり＞

＜質疑等なし＞

＜議案は原案通り可決＞

猪掛教育長

続いて、日程第 4、議案第 35 号、2026 年度安芸高田市いじめ問題対策委員会委員委嘱の変更について、を議題とします。

提出者から、説明を求めます。

学校教育課長

安芸高田市いじめ問題対策連絡協議会等に関する条例第 8 条第 2 項の規定により、いじめ問題対策委員会委員に、議案書に示す者を委嘱したいので、教育委員会の承認

を求めるものです。

本案は、6月18日に開催された教育委員会会議にて既に承認をいただいているところですが、その後、委嘱する委員のうち安芸高田市PTA連合会代表に変更があったため、再度提案し承認を求めるものです。変更する委員は、安芸高田市PTA連合会代表河野香さんです。

審議のほど、よろしくお願いします。

議案第35号 2026年度安芸高田市いじめ問題対策委員会委員委嘱の変更について

＜内容は資料のとおり＞

＜質疑等なし＞

＜議案は原案通り可決＞

猪掛教育長 続いての報告は、非公開としましたが、傍聴者がいないため引き続き報告2、No.1に移ります。

報告2、No.1、区域外就学について、提出者から説明を求めます。

報告2【専決処分した事案の報告（第2条第2項関係）】

No.1 区域外就学について

【非公開】

猪掛教育長 これで非公開審議を終わり、会議を公開とします。

続いて、報告2、No.2、安芸高田市放課後子ども教室推進事業実施要綱の廃止について、提出者から説明を求めます。

生涯学習課長 令和6年3月31日に川根小学校が統合したことにより、旧川根小学校において実施していた「安芸高田市放課後子ども教室」を終了しました。

今後、再開の見込みもないことから、この度「安芸高田市放課後子ども教室推進事業実施要綱」を廃止しました。

報告2【専決処分した事案の報告（第2条第2項関係）】

No.2 安芸高田市放課後子ども教室推進事業実施要綱の廃止について

＜内容は資料のとおり＞

＜質疑等なし＞

猪掛教育長 続いて、報告3、事務事業の報告に移ります。

報告3、No.1、安芸高田市教育委員会の情報通信機器使用基準について、提出者から説明を求めます。

教育総務課長 本基準は、本日配布するタブレット端末の適正かつ安全な使用を目的に作成したものです。

第3条では、委員に貸与するタブレット端末の他者への貸与及び譲渡の禁止を規定しています。

次に第4条では、端末の使用における法令等の遵守、教育委員会の品位保持、パスワード管理、不正利用の防止に加えて、端末の紛失または、破損した場合の対応を明記しています。

次に、第7条です。情報漏えいが発生した場合の報告及び必要な措置を講じることを定めています。

その他の条文では、用語の定義や禁止事項、システム利用の範囲などを規定しているので、確認ください。

この基準は、本日より運用開始します。

報告3 事務事業の報告

No.1 安芸高田市教育委員会の情報通信機器使用基準について

＜内容は資料のとおり＞

＜質疑等なし＞

猪掛教育長 続いての報告は、非公開としましたが、傍聴者がいないため引き続き、報告 3、No.2 に移ります。

事務事業の報告 3、No.2、中学校統合の進捗状況について、提出者から説明を求めます。

報告 3 事務事業の報告

No.2 中学校統合の進捗状況について

【非公開】

猪掛教育長 続いて、報告 3、No.3、生徒指導事案の報告について、提出者から説明を求めます。

報告 3 事務事業の報告

No.3 生徒指導事案の報告について

【非公開】

猪掛教育長 これで非公開審議を終わり、会議を公開とします。

続いて報告 3、No.4、2026 年度安芸高田市いじめ問題対策連絡協議会委員委嘱の変更について、提出者から説明を求めます。

学校教育課長 安芸高田市いじめ問題対策連絡協議会等に関する条例第 4 条 2 項に基づき、名簿のとおり、15 名の委員を委嘱していましたが、委員のうち 6 番の清本幸治さんを変更しています。

報告 3 事務事業の報告

No.4 2026 年度安芸高田市いじめ問題対策連絡協議会委員委嘱の変更について

＜内容は資料のとおり＞

＜質疑等なし＞

猪掛教育長 続いて、その他の項に移ります。

まず、委員から、報告、意見等があれば発言ください。

＜報告等なし＞

猪掛教育長 当面の行事等について、事務局の説明を求めます。

生涯学習課長 (当面の行事について説明)

教育総務課総

務係長

教育次長

書記

(今後の教育委員会会議日程について説明)

令和 8 年第 8 回定例会 令和 8 年 8 月 20 日 (木) 10 時
00 分開会 301 研修室

猪掛教育長 以上で、本日の教育委員会会議を閉会します

9. 閉会

【10 時 35 分】

本会議録については、会議の内容に相違ないことを認める。

令和 8 年 7 月 13 日

会議録署名委員 迫広 淑文

会議録署名委員 新宅 敦彦